

入札監理小委員会における審議結果の報告

国民年金保険料収納事業

社会保険庁の国民年金保険料収納事業に関し、次の2件について入札監理小委員会で審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

- ① 全国312箇所の社会保険事務所のうち127箇所において、平成21年10月から落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められており、これに基づく実施要項（案）
- ② 平成19年10月から事業開始済の95社会保険事務所における第3期及び平成20年10月から事業開始済の90社会保険事務所における第2期の要求水準及び最低水準の見直し

I. 平成21年度事業開始実施要項案

1. 要求水準(実施要項3～7頁)

(1) 納付督促業務の要求水準について

【論点】

納付督促業務の要求水準について、これまでは滞納者を対象とした督促納付月数としていたが、国民年金保険料全体の納付率を上げるために、期限内納付分を含めた総納付月数とすることは妥当か。

【対応】

事業者の督促対象外である期限内納付月数の減少が、事業者の不利益となるのは妥当ではないという判断から、期限内納付月数は要求水準から除くこととした。

(2) 免除等申請手続の勧奨業務について

【論点】

平成21年度事業から新たに加わった免除等申請手続の勧奨業務について、要求水準及び最低水準を設定することは妥当か。

【対応】

事業者が勧奨業務の実績をあげるためには、要求水準の設定が必要と判断した。また、過去の実績に基づいた水準の設定となっており、妥当と判断した。

2. 委託費の支払い(実施要項 6～8 頁)

【論点】

口座振替等の獲得業務については、これまでは成功報酬としていたが、効果がなかったため、平成21年度事業から要求水準を設定することは妥当か。

【対応】

事業者に対して口座振替等を獲得するために必要な人数、作業ボリューム等、適切な情報の開示が出来ないこと、事業者にとってのリスクが高まることなどから口座振替等の獲得業務に対しては要求水準は設けずに、成功報酬(1,500 円)及び加算措置(納付月数 12 ヶ月分)を設定することとした。事業者にとって、平成19年度事業及び平成20年度事業より多くのメリットが受けられる内容となっており、今までの成功報酬よりも効果が望める内容であると判断した。

3. 総合評価基準(実施要項 別紙 3)

【論点】

大幅に加点の割合を増やすこと、及びそれに伴い設定された評価項目、配点は妥当か。

【対応】

加点の割合を増やすことに伴って、評価項目、配点が特定の大項目に大きく偏っていたため、評価項目、配点を具体的に細分化した。

Ⅱ. 平成19年度事業開始の第3期及び平成20年度事業開始の第2期要求水準・最低水準の見直し

1. 要求水準等の修正について

【対応】

現年度分の要求水準及び最低水準について、平成19年度事業、平成20年度事業の実施要項に則って、被保険者数の減少に伴う見直しを行った。

以 上